

## 公益社団法人日本眼科医会 眼科医過疎地域健診助成要綱

### (目的)

- 第1条 眼科医過疎地域住民に対して眼科健診（以下「健診」という）を行うことにより、視覚障害の原因となる疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、疾病の進行を未然に防止するとともに地域住民の目の健康の保持、および全身の健康の増進を図ることを目的とする。
- 2 前項の眼科医過疎地域とは、50人以上の集落でその中心から半径10km以内に眼科医療機関がなく、交通不便な地域をいい、山間地、離島等を含むものとする。

### (実施主体)

- 第2条 健診事業の実施主体は、都道府県眼科医会と公益社団法人日本眼科医会（以下「本会」という。）とし、共催とする。但し、都道府県眼科医会の申請があればその他の団体との共催も可とする。

### (関係医療機関との連携)

- 第3条 都道府県眼科医会は、健診を実施するに当り、都道府県医師会並びに管轄保健所等とも十分連携をとり、事業の実施について協力を求めるものとする。

### (健診の実施)

- 第4条 健診の実施は眼科医過疎地域を包含する地区都道府県眼科医会が行うものとする。

### (実施の周知の徹底)

- 第5条 実施する都道府県眼科医会は所轄する官庁を通し、あらかじめ眼科健診の趣旨、期日、場所等必要な事項について、健診を実施する地域住民に対して、周知徹底に努めるものとする。

### (実施の条件)

- 第6条 健診を実施する場合は、本会と実施主体が共催する旨、関係書類、広報書類（ポスター等を含む）に明記するものとする。

2 この助成金の対象となる事業は、4月1日から翌年3月10日までの間に実施完了されるものとする。

### (事後措置)

- 第7条 都道府県眼科医会は、健診結果を受診者に通知すると共に、必要に応じて適切な指導を行うものとする。

2 都道府県眼科医会は健診の結果、何らかの異常を認められた場合、眼科医療機関への受診を勧め、事後措置に遺漏なきよう指導するものとする。

(申請の手続き)

第 8 条 助成金の交付を申請する都道府県眼科医会は、助成金交付申請書（別紙様式 1）を実施前年度の 10 月 31 日までに本会会長宛に提出するものとする。

(助成の決定)

第 9 条 この助成金について交付の申請があった場合は、助成事業選考委員会において事業の内容等を審査のうえ助成の可否を決定し、本会の常任理事会又は理事会の承認後、速やかにその結果を申請者に通知する。

(実績報告書及び助成金の申請)

第 10 条 都道府県眼科医会は、健診事業終了後、速やかに事業実績報告書（別紙様式 2）を本会会長宛提出するものとする。同書類は、遅くとも 3 月 20 日までに提出するものとする。

(助成額)

第 11 条 助成額は 1 都道府県眼科医会あたり 20 万円を上限に実績額とし、助成金交付額は千円単位で切り下げるものとする。

(助成金の交付)

第 12 条 本会は都道府県眼科医会に対し、常任理事会又は理事会での実績報告書の承認をもとに所定の助成金を交付する。

(附則)

この要綱は平成 15 年度助成金申請分から施行する。

この要綱は平成 24 年 4 月 15 日から施行する。

この要綱は平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

この要綱は平成 30 年度助成金申請分から適用する。

**様式 1**

発 番 号  
年 月 日

公益社団法人 日本眼科医会会長 殿

申請者 ㊦

公益社団法人日本眼科医会過疎地域健診  
助成金交付申請書

標記について助成要綱第 条の規定に基づき、次のとおり交付申請をいたします。

1. 実施計画書および参考となるべき資料（別に添付）
2. 実施予算額 金\_\_\_\_\_円（内訳は別に添付）

**様式 2**

発 番 号  
年 月 日

公益社団法人 日本眼科医会会長 殿

申請者 ㊦

公益社団法人日本眼科医会過疎地域健診  
助成事業実績申請書

標記について助成要綱第 条の規定に基づき、次のとおり実績を報告いたします。

1. 実施内容（別に添付）
2. 経費支出金額 金\_\_\_\_\_円（内訳は別に添付）